

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	1	担当課	森林整備課				
法令名	えひめ森林公園管理条例	根拠条項	9、10	許認可等の内容	施設の許可					
1 根拠規定 えひめ森林公園管理条例(平成17年7月19日愛媛県条例第65号) (利用の許可) 第9条 別表第2に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 県民参加の森を森林体験活動のため利用しようとする者は、知事の定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 別表第2(第6条、第9条、第10条関係) <table border="1"><tr><td>1 森林学習展示館研修室</td></tr><tr><td>2 フィールドアスレチック</td></tr><tr><td>3 キャンプ場</td></tr><tr><td>4 実習用苗畑</td></tr></table> (許可の基準) 第10条 指定管理者は、別表第2に掲げる施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条第1項の許可をしないものとする。公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。 (1) 公園の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 公園の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。 2 前項の既定は、前条第2項の許可について準用する。 えひめ森林公園利用規則(昭和59年7月1日愛媛県規則第35号) (県民参加の森の利用の許可) 第3条 条例第9条第2項の許可の申請は、その利用の日の6月前から7日前までに、県民参加の森利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を知事に提出して行わなければならない。 えひめ森林公園施設管理運用規程(平成18年3月30日愛媛県森林組合連合会規程) (利用申請及び許可) 第3条 公園施設のうち別表(1)~(4)に掲げる施設の利用の申請は、えひめ森林公園使用許可申請書(様式第1号)により行なうものとする。ただし、フィールドアスレチックを使用しようとする場合に当たっては、フィールドアスレチックカードの交付申込みをもって使用の許可の申請をしたものとみなす。 2 前項の申請受けは、原則として先着順とする。 3 第1項の申請があった場合、連合会はその許可を決定し、当該申請者に対し、えひめ森林公園使用許可書(様式第2号)(フィールドアスレチックの利用を許可する場合については、フィールドアスレチックカード)を交付するものとする。 4 公園施設のうち別表(7)~(8)に掲げる施設の利用の申請は、原則として連合会の公園責任者(以下「責任者」という。)への申し出により行なうものとし、責任者が必要と判断した場合に限り利用できるものとする。 5 第2項及び第3項の許可にあたり、責任者は、申請者に対し責任者が必要と認める書類を提出させるとともに、施設の利用に関し管理運営上必要があると認めるときは、利用上の条件を付することができるものとする。							1 森林学習展示館研修室	2 フィールドアスレチック	3 キャンプ場	4 実習用苗畑
1 森林学習展示館研修室										
2 フィールドアスレチック										
3 キャンプ場										
4 実習用苗畑										